

消費税の届け出はお済みですか？

個人事業主の人で、新たに課税事業者（消費税申告・納付が必要となる人）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

◆平成31年分において課税事業者となる人
平成29年分（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えている場合には、平成31年分は消費税の課税事業者に該当します。

◆簡易課税制度の選択
課税期間における課税売上高が5千万円以下の人は、簡易課税制度を選択することができます。

平成31年度分から簡易課税制度を適用して申告する人は、30年12月31日(月)までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

各種届出書は、インターネットを利用して、e-Taxでも提出できます。詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

国税別務署
☎0158・23・2191

個人事業税第2期納期限は11月30日

個人事業税は、道内に事務所

（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

第1種 事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など	5%
第2種 事業	畜産業、水産業など	4%
第3種 事業	医療、理・美容業、クリーニング業など	5%
業など	あん摩・はり・きゅう	3%

○納税通知書は、8月10日(金)に第1期分と第2期分を合わせて送付しており、第1期（8月31日(金)期限）と第2期（11月30日(金)期限）の2回に分けて納めていただきます。

※年税額が1万円以下の場合、第1期に全額納めていただきます。今年度からコンビニエンスストアでも納税ができるようになりました。ただし、1枚の納付書に記載されている金額が30万円を超える場合は、バーコードがあってもコンビニエンスストアで読み取りできないものは納税できませんのでご注意ください。

第2期分の納税通知書を紛失された場合や納税のご相談については、紋別道税事務所納税係へご連絡をお願いします。

手続きが簡単で便利な口座振替も利用できます。

○ホームページもご利用ください。
オホーツク総合振興局税務課
<http://www.ohotsk.pref.hokkaido.jp/ohotsk/ts/zim>

道税事務所
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim>
紋別道税事務所
☎0158・24・2626

12月は道税の滞納整理強化月間

オホーツク総合振興局では、12月を「滞納整理強化月間」として道税の滞納整理の強化に取り組んでいます。

12月は、自動車税、個人事業税および不動産取得税などの道税すべてについて滞納整理を進めることとしており、給与や預貯金などの財産差押えを行います。

また、納税がお済みでない人は大至急納税してください。

納税についてのご相談は、紋別道税事務所納税係へお願いします。道税の納税には、手続きが簡単な口座振替がご利用できます。
○ホームページもご利用ください。
オホーツク総合振興局税務課
<http://www.ohotsk.pref.hokkaido.jp/ohotsk/ts/zim>
紋別道税事務所
☎0158・24・2626

申告はeTAX(エルトックス)で

インターネットを利用した地方税ポータルシステム(eTAX)による法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告を受け付けています。利用できるのは、北海道に申告を行う納税者(税理士等代理人を含む)で、利用届出の手続きをされている人です。

利用開始の方法など、詳細についてはeTAXホームページをご覧ください。
eTAXホームページ
<http://www.eltax.jp/>
紋別道税事務所課税係
☎0158・24・2626



その他

遠軽自衛隊第20回定期演奏会

「躍進 ～ 地域ととも～」
遠軽自衛隊による定期演奏会が、町民センターで開催されます。
日程 11月25日(日) 開場 12時30分 開演 13時30分
場所 町民センター
共演 雄武高校 吹奏楽部
入場は無料になります。
関第25普通科連隊広報班
☎0158・42・5275
(内線296)

Information

冬の生活支援します

いよいよ本格的な冬がやってきますが、暖房費や衣料品など、何かと冬の生活は厳しいものがあります。

町では灯油や暖房器具、冬用衣料などの購入に際し、対象となる世帯へ1世帯あたり1万5千円分の助成券を交付します。

最初に対象世帯から申請していただき、申請書の受理後に住所や世帯状況、課税状況などの審査を行います。

※本人が申請できない場合は、代理申請もできます。

●該当世帯（すべてに該当）

▼雄武町に住民登録している世帯（11月1日現在）

▼町民税非課税世帯

※次の世帯は対象外

- ・生活保護世帯
- ・福祉施設等入所者世帯
- ・医療機関入院者世帯

●対象条件（いずれかに該当）

▼70歳以上の高齢者で構成され、生計が独立している世帯（11月1日現在）

▼次の障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯

- ・身障者手帳（1級または2級）
- ・療育手帳（A判定）
- ・精神保健福祉手帳（1級）

▼生計が独立したひとり親世帯

※平成12年4月2日生まれ以降の児童を養育しているひとり親世帯

●申請期間

11月12日(月)～31年2月28日(木)

※土日・祝日を除く。

●申請窓口

役場庁舎別館

●臨時申請窓口

▼11月21日(水)

・9時30分～11時30分

日の出寿の家

・13時30分～15時30分

幌内歴史と生活の家

▼11月22日(木)

・9時30分～11時30分

音稲府地域住民センター

・13時30分～15時30分

沢木住民センター

●申請に必要な物

・印鑑

・保険者証または身分のわかるもの(免許証など)

・障害者手帳など(持っている人のみ)

●助成券の交付

1世帯につき、10000円分の助成券を15枚交付します。

●助成券で購入できる品目

灯油、石炭、まき、暖房器具、冬用衣料、防寒具

※町が指定する取扱店でのみ使用可能

(助成券裏面に記載)

※おつりは支払われません。

●助成券使用期限

31年3月20日(水)まで

今年度も沢木、幌内の窓口開設時に地域包括支援センター主催の「まちの喫茶店」を併設しています。
※事前予約不要で、参加費は無料です。
※詳細は折り込みチラシをご覧ください。